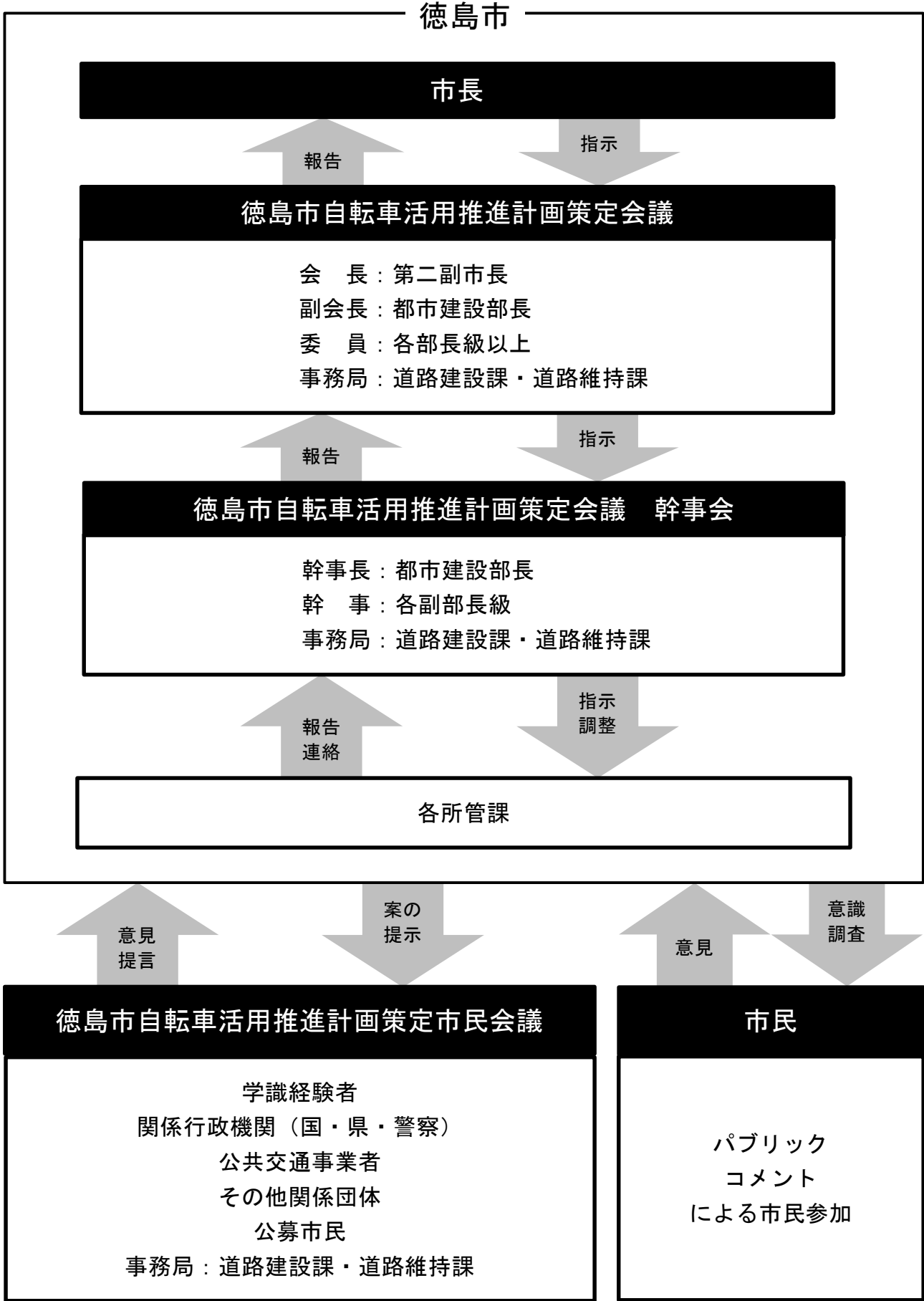


徳島市自転車活用推進計画の策定体制



各会の組織構成

徳島市自転車活用推進計画策定会議	
会長	第二副市長
副会長	都市建設部長
委員	企画政策部長
	総務部長
	財政部長
	市民文化部長
	環境部長
	保健福祉部長
	子ども未来部長兼理事
	経済部長
	危機管理局長
	理事
	理事
	教育長

徳島市自転車活用推進計画策定会議 幹事会（見直し）	
幹事長	都市建設部長
幹事	企画政策部副部長
	財政部副部長
	市民文化部副部長
	環境部副部長
	健康福祉部副部長
	経済部副部長
	経済部副部長
	都市建設部副部長
	危機管理局次長
	教育次長
教育次長	

徳島市自転車活用推進計画策定市民会議（案）	
学識	徳島大学 山中 英生教授
経験者	徳島大学 兵頭 知准教授
関係 行政 機関	国交省 徳島河川国道事務所長
	徳島県 道路整備課長
	徳島県 高規格道路課長
	徳島県警 交通規制課長
	徳島県警 交通企画課長
公共 交通 事業者	四国旅客鉄道株式会社 徳島企画部
	一般社団法人徳島県バス協会
	南海フェリー（株） 徳島営業所
観光	（一財）徳島県観光協会
自転車 振興	徳島県自転車競技連盟
	徳島市サイクリング協会
	徳島県自転車軽自動車商協同組合
市民 活動	徳島市シニアクラブ連合会
	子育て支援ネットワークとくしま
学校 教育	徳島市・名東郡 PTA 連合会
	徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会
公募 委員	

事務局	
道路 建設課	課長
	課長補佐
	施設係
道路 維持課	課長
	課長補佐

徳島市自転車活用推進計画策定会議 設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画（以下「計画」という。）を策定するための庁内組織として、徳島市自転車活用推進計画策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市自転車活用推進計画策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理及びその他自転車利活用の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、第二副市長をもってあてる。
- 3 副会長は、都市建設部長をもってあてる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 計画の策定及び見直しに関する調査研究を行うため、会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、都市建設部長をもってあてる。
- 4 幹事は、計画策定に関しては別表第2、計画見直しに関しては別表第3に掲げる職にある者をもってあてる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市建設部道路建設課及び道路維持課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

会議

職名
企画政策部長
総務部長
財政部長
市民文化部長
環境部長
健康福祉部長
子ども未来部長
経済部長
危機管理局長
教育長

理事を含む

別表第 2 (第 6 条関係)

幹事会 (計画策定)

職名
企画政策部副部長
総務部副部長
財政部副部長
市民文化部副部長
環境部副部長
健康福祉部副部長
子ども未来部副部長
経済部副部長
都市建設部副部長
危機管理局次長
教育次長

別表第3（第6条関係）

幹事会（計画見直し）

職名
企画政策部副部長
財政部副部長
市民文化部副部長
環境部副部長
健康福祉部副部長
経済部副部長
都市建設部副部長
危機管理局次長
教育次長

徳島市自転車活用推進計画策定市民会議 設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に基づき策定した徳島市自転車活用推進計画（令和2年度）（以下「計画」という。）の再検討に関し専門的見地から検討するため、徳島市自転車活用推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市自転車活用推進計画の策定及び自転車利活用に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、都市建設部道路建設課及び道路維持課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月11日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役 職
徳島大学大学院	
徳島大学大学院	
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	所長
徳島県県土整備部道路整備課	課長
徳島県県土整備部高規格道路課	課長
徳島県警察本部交通部交通規制課	課長
徳島県警察本部交通部交通企画課	課長
四国旅客鉄道株式会社徳島企画部	部長
一般財団法人徳島県バス協会	専務理事
南海フェリー株式会社営業部徳島営業所	所長
一般財団法人徳島県観光協会	常務理事
徳島県自転車競技連盟	理事長
徳島市サイクリング協会	会長
徳島県自転車軽自動車商協同組合	理事長
徳島市シニアクラブ連合会	会長
NPO 法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長
徳島市・名東郡PTA連合会	会長
徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会	会長
公募委員	
公募委員	